

専門部会の設置及び委員配置について（案）

令和5年8月1日

1 専門部会の設置

名 称 : 事務事業評価部会

設置目的 : 事業の廃止・縮減等の見直しや事務量の削減をより積極的に進めるため、学識経験者、産業経済経験者等の第三者による評価・検証を重点的に行う。

設置根拠 : 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会設置要綱第6条

(参考)

第6条 委員会に個別課題に係る専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員会の委員及び知事が委嘱する委員で構成する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

4 部会長は部会の事務を掌理し、部会会議の議長となる。

2 委員について

委員長が指名する山形県行政支出点検・行政改革推進委員会の委員及び知事が委嘱する学識経験者等、計3名程度で構成（予定）。

3 今後の予定について

8月 部会の開催（2回予定）

11月 第2回本委員会において、部会による事業の評価・検証結果を報告